



開業医の教科書® ダウンロードコンテンツ

3分でわかる！ 勤務医と開業医の メリット・デメリットを徹底解説

税理士法人テラス

[東京オフィス]

〒104-0061 東京都中央区銀座8-17-5 THE HUB 銀座 OCT(旧アイオス銀座)10階

[神奈川オフィス]

〒251-0047 神奈川県藤沢市辻堂2-7-1 湘南パールビル5階

<https://trc-tax.com/>



「今まで勤務医として実績を積んできたし、そろそろ開業を検討しよう！」

「理想の医療を追及したい」

「親族からの要請で医院を継ぐことになった」

そうした動機で開業する方が多いようです。

この記事を読んでいる勤務医の先生も、将来的に開業を目指していて、準備をしているところかもしれません。

そうした方は是非、勤務医と開業医のメリットとデメリットをあらかじめ知っておき、そのうえで決断を下してください。

開業のメリットと、デメリット（開業に伴う責任）には次のようなものがあります。

1 つずつ解説していきましょう。

開業のメリット

- | | |
|-------|----------------------|
| メリット1 | 勤務医時代と違って収入が青天井になる |
| メリット2 | 自分の裁量で自由に仕事ができる |
| メリット3 | 自分の理想とする診療スタイルを実現できる |
| メリット4 | 親/第三者の事業を継承できる |

開業のデメリット

- | | |
|--------|---------------------------|
| デメリット1 | 開業資金負担、借入金が発生する |
| デメリット2 | 悪質な業者や開業コンサルタントが多い |
| デメリット3 | 診療だけでなく院長・経営者としてのタスクが発生する |
| デメリット4 | 医院の存続に責任を負う |

開業のメリット1 勤務医時代と違って収入が青天井になる



「こんなに働いても給料はこれだけか……」

勤務医の給料は、一般企業のサラリーマンより多いのですが、激務で働き詰めになるので割に合わないと感じる先生もいらっしゃるでしょう。

やはり開業のメリットの1番目といえば、自分で自分の給料を決めることができ、収入が青天井になる点でしょう。

収益から費用や税金、社会保険料等の租税公課を支払った後の利益が全て自分のものになると考えても良いでしょう。

2023年の厚生労働省「第24回医療経済実態調査報告」によると、病院勤務医の平均年収は1,461万円である一方、開業医の平均年収は2,631万円です。その差は1.8倍にもなっています。



ここに注意！

上記はあくまで全診療科目の平均値のため、自分の経営手腕によって収入が大きく変わります。

当然、億単位の収入を手にする可能性もあれば、赤字が続いて勤務医時代どころかほとんど収入がなくなる可能性もあります。

その点を、医院経営する醍醐味を思えば、医院開業を検討するのはいいでしょう。

莫大な開業資金をかけるのではなく、リスクを抑えた開業をしたいなら、後述する承継開業も検討の余地があります。

開業のメリット2 自分の裁量で自由に仕事ができる

「プライベートの時間をもっと作りたい」

「医局の人間関係に煩わされたくない」

「医師の仕事は嫌いではないがクタクタになるまで働きたくはない」

忙しい勤務医時代にはなかなか自分の都合で休むことは難しいもので、病院の方針に従わざるを得ません。

診療科目によっては急患対応で、束の間の休息も奪われてしまうこともあるでしょう。

また、大きな組織の大病院ほど、煩わしい人間関係に悩まされる勤務医は少なくありません。

開業して医院経営者になれば、自分の治療方針に合う人だけを雇用することが可能になります。

院長先生の立場でも人間関係のストレスはありますが、少なくとも勤務医のストレスの質とは違います。

病院の人間関係に息苦しさを感じているようであれば、開業医の方が向いているかもしれません。



ここに注意！

医院開業直後、病院経営が軌道に乗るまでは収入の割には非常に忙しくなる傾向があります。

開業直後は勤務医を雇用しない先生も多いですが、そうすると代診の医師がいなくなってしまう。

また、勤務医を雇用したとしても、体調不良や学会参加で休むこともあるので、自らその穴を埋めなければいけません。

一度雇用した勤務医やスタッフに対しては、院長として労務管理や教育にも責任が生じてきます。

これは、勤務医時代にはないストレス要因になります。

また、「こいつはうちに合わない」「採用してみたけど使えない」からといって、すぐに解雇することは基本的にできません。

医院開業すると、勤務医時代とは違ったタスクや、責任が出てきます。

最近は「リスクや責任を取りたくない」という理由で勤務医を志望する先生も増えていますが、決して悪いことではありません。

また、事例としては少数派ではあるものの、開業後1～2年で廃業して勤務医に戻ったケースもあります。

「自分は勤務医に向いているのか？ 開業医に向いているのか？」をよく考えて開業準備をしましょう。

開業のメリット3 自分の理想とする診療スタイルを実現できる

「予防医学にもっと力を入れたい」

「生活習慣病を減らして、地域の健康推進に貢献したい」

「患者さんに丁寧に説明する時間、コミュニケーションの時間をもっと取りたい」

勤務医は勤務先の病院の方針に従わざるを得ないので、なかなか自分の理想とする医療を実現することは難しいかもしれません。

開業して院長になれば、気兼ねなく自分のやりたい診療スタイルを実現することができます。

また、勤務医を雇用したとしても、体調不良や学会参加で休むこともあるので、自らその穴を埋めなければいけません。

一度雇用した勤務医やスタッフに対しては、院長として労務管理や教育にも責任が生じてきます。

これは、勤務医時代にはないストレス要因になります。

また、「こいつはうちに合わない」「採用してみたけど使えない」からといって、すぐに解雇することは基本的にできません。

医院開業すると、勤務医時代とは違ったタスクや、責任が出てきます。

最近では「リスクや責任を取りたくない」という理由で勤務医を志望する先生も増えていますが、決して悪いことではありません。

また、事例としては少数派ではあるものの、開業後1～2年で廃業して勤務医に戻ったケースもあります。

「自分は勤務医に向いているのか？ 開業医に向いているのか？」をよく考えて開業準備をしましょう。

開業のメリット3 自分の理想とする診療スタイルを実現できる

「予防医学にもっと力を入れたい」

「生活習慣病を減らして、地域の健康推進に貢献したい」

「患者さんに丁寧に説明する時間、コミュニケーションの時間をもっと取りたい」

勤務医は勤務先の病院の方針に従わざるを得ないので、なかなか自分の理想とする医療を実現することは難しいかもしれません。

開業して院長になれば、気兼ねなく自分のやりたい診療スタイルを実現することができます。



ここに注意！

いくらやりたい診療スタイルがあっても、地域の患者さんのニーズがない場合、採算が取れない場合、スタッフに理解を得られない場合は、実現が困難となります。

先生のやりたい診療が実現できるようにコンセプトを明確にして、立地や物件、内外装の設計、医療機器の導入、資金調達、スタッフ採用を考えることが大切です。

実際先生の理想のスタイルが成り立つのか、他の人の理解を得られるのか、また患者さんが真に望んでいることなのか、しっかりと検討しましょう。

開業のメリット4 親/第三者の事業を継承できる

「高齢となった父親の跡を継ぎたい」

「医院を継いでくれないかと申し出を受けた」

事業承継というと、以前は親子間承継が多かったのですが、今は「医者の子は医者になる」という時代でもなく、後継者がいないケースが増えています。

また、医師の子がいたとしても、診療科目が違えばそのまま継承することはできませんし、治療方針の考え方の違いで承継されないこともあります。

そこで、近年は医療業界でもM&Aによる第三者承継が頻繁に行われるようになっており、以前より承継開業のチャンスが増えてきています。

承継開業5つのメリット

1) 患者さんを引き継げるので経営の安定化を図れる

新規に開院し、地域の認知度を高めながら集患していくのは思いのほか大変で、開業時の大きな不安要素になります。承継により広告宣伝費をかけなくても既存の患者さんを引き継ぐことができるので、安定経営の大きな助けとなります。

2) 既設の施設や設備が使える、開業資金を抑えられる

承継の場合、継続利用できる建物や内装、医療機器、備品等まですべてを譲り受けることができるため、新規導入の場合に比べてかなり開業資金を抑えることができます。後でトラブルにならないよう、資産・負債含めてしっかり評価を行い、承継契約書を作成しておきましょう。

3) スタッフを継続雇用でき、採用・教育コストを抑えられる

一から採用・教育することと比べ、最初から引き継いだ患者さんのことを分かっているスタッフを雇用できるのは大きなメリットです。

医療法人を継承する際は、理事長をはじめ役員が変わることになりますが、雇用主は医療法人であることには変わりません。そのため、スタッフとの労働契約をそのまま引き継ぐことになります。個人医院の場合は雇用主が変わるので、労働基準法上はスタッフの雇用を引き継ぐ必要はありません。つまり、いったんスタッフを全員整理解雇した後、継続して雇用するスタッフのみ再雇用することになります。

いずれにしても、M&Aを機会に転職するなど、スタッフの方から退職を申し出ることはあります。承継前にスタッフの意思を一人ずつ確認していく必要はあるでしょう。

4) 地域の医師会等に参加しやすく、他院との情報交換や連携がしやすい

新規開業の場合、地域に溶け込むまでに時間を要します。承継開業の場合、前の先生から地域の医師会等への紹介をもらうことで、他院との情報交換や連携した医療の提供も実現しやすくなるでしょう。医師会への新規入会が難しい地域もあることから、最初からパイプを持てるメリットも見逃せません。

5) 収支を計画しやすい

承継開業では、承継前の実績が残っており、既存の患者さんを確保できていることから、毎月の収支を予測しやすいです。

承継開業5つの注意点

1) 前院長の引退から期間を空けずに引き継ぎを済ませておく

前の先生の引退から、承継・開業までに時間を空けてしまうと患者さんの流出も始まります。あまり間をおかず、スムーズに承継できるように調整しましょう。極力、前院長と一緒に働く期間を設けることで、承継前からスタッフと人間関係を築くことがおすすめです。スタッフをそのまま引き継ぐ際は、どうしても前院長と比較されがちです。承継前から働くことで、急激な変更で反発がないように丁寧な関係作りを心がけてください。

2) 診療科目が違えば承継開業のメリットを享受しづらい

承継開業しても診療科目が違えば、同じ内装、医療機器、備品というわけにはいかなくなり、開業資金を大きく抑えることが難しくなります。また、患者さんやスタッフをうまく引き継げない可能性があるので注意が必要です。承継開業する場合は、売り手のクリニックとの相性をよく考えて判断する必要があるでしょう。

3) 建物や医療機器の老朽化が進んでいれば建替や更新が必要になる

引き継いだ際に建物や医療機器の老朽化が進んでいる可能性があります。このようなクリニックの承継開業では、安く売却してもらえる代わりに、建替や医療機器の更新で大きな資金が必要となることがあります。

4) 労務トラブルの有無を確認する

負債など財務状況だけでなく、引き継ぐスタッフに問題がないかも確認する必要があります。売り手の先生にとっては、極力労務上の問題があれば解決しておくことが求められますが、必ずしもトラブルがないとは限りません。特に医療法人の場合、承継前のトラブルであっても、訴訟対応するのは買い手の新院長になってしまいます。M&Aの合意書を交わす前に労務状況を確認することはもちろん、引き継ぎの際も気になる点があれば確認しましょう。

5) 経営理念や治療方針を最初に伝えておく

承継開業だからといって、前院長と経営理念や治療方針が同じということはありません。引き継ぎの際に、必ず最初に経営理念をもとに、スタッフに求める役割は伝えておくようにしましょう。丁寧に伝えておかないと「前はこうだった」と前院長に比較されることになり、反発されることになりかねません。院長先生が変わったことで働きづらくなったと捉えられると、最悪大量離職に繋がることもあります。働きづらさを感じる点があれば、自分の考えを押しつけるのではなく、スタッフとよく話し合っ最適な方法を考えましょう。

開業のデメリット1 開業資金負担、借入金が発生する



医院・クリニックを開業するとなると、土地や建物探し、医療用工事および医療機器や医薬品の購入、登記費用等で数千万円～億単位の資金が必要になると言われています。

もちろん自己資金だけですべて賄うのは難しく、つまり借入金が発生するのが一般的です。

そのため金融機関などに事業計画及び収支予定や返済プランを説明し、融資を受ける必要があります。

融資を通すことも重要ですが、無理に開業資金を掛けると、開業後の経営を圧迫します。

コンセプトを明確にして、自分の理想の医療を実現するにはどれくらいの開業資金が妥当なのか、よく考えるようにしましょう。

開業のデメリット2 悪質な業者や開業コンサルタントが多い



開業は巨額の費用が動くため、悪質な業者やコンサルタントに騙されて高額な費用を支払わされたというケースも少なくありません。

自力で開業することはかなり困難なので、開業支援は必須となりますが業者選びは十分注意してください。

特に医療業界に詳しい税理士や社労士、コンサルタントに相談しないと失敗する可能性が高くなります。

開業のデメリット3 診療だけでなく院長・経営者としてのタスクが発生する

医院経営をするということは、自分の診療だけでなく、次のようなタスクが発生することになります。

1) 集患・増患対策

地域に認知され、患者さんに来てもらえるようになるまでには広告宣伝の必要があります。ライバルとなる同じ診療科の病院やクリニックもあるなかで、「選ばれる医院」としてやっていくために、マーケティングやマネジメント能力を身に付けていく必要があります。

2) 従業員（勤務医やスタッフ）の労務管理

勤務医やスタッフの採用、教育、労務管理も院長の責任となります。また、問題スタッフの存在や労使間トラブルが起きた場合にも率先して対応する必要があります。

3) 患者さんやスタッフからの訴訟リスクとその対応

医療事故等により、患者さんから訴訟を受けた場合は、院長先生が代表者として矢面に立つ必要があります。さらに勤務医やスタッフから訴えられる可能性もあるため、従業員と良好な関係を築けるよう、風通しの良い医院経営を行わなければいけません。

4) 毎月の資金繰り

業者への支払いや勤務医、スタッフへの給料の支払いなどが滞ることになると大変です。余裕を持った資金計画を作成し、必要に応じて早めの追加融資を受けるなどの資金繰りをしておくようにしましょう。

上記のタスクを院長先生が1人で対応しながら、診療に専念することは現実的ではありません。

税理士、社労士、事務長などの力を借りてスムーズに医院経営できる体制を築きましょう。

開業のデメリット4 医院の存続に責任を負う

医院・クリニックは存続を前提にしています。

特に病気になったときに診てもらえる医院やクリニックが地域にあることで、地域の住民は安心します。

また患者さんや勤務医、スタッフも医院での雇用の継続を前提に、人生設計をしているでしょう。

したがって一度開業した医院やクリニックを簡単に廃業するわけにはいきません。

もし何らかの事情で自分が病院経営を続けられなくなったとしたら、周囲に迷惑をかけないように、事業承継を行うなどの措置が必要になってきます。



まとめ

以上、開業のメリットやデメリット(開業に伴う責任)についてお伝えしました。

【開業のメリット】

- ・勤務医時代と違って収入が青天井になる
- ・自分の裁量で自由に仕事ができる
- ・自分の理想とする診療スタイルを実現できる
- ・親/第三者の事業を継承できる

【開業のデメリット】

- ・開業資金負担、借入金が発生する
- ・悪質な業者や開業コンサルタントが多い
- ・診療だけでなく院長・経営者としてのタスクが発生する
- ・医院の存続に責任を負う

これらを踏まえて、自分が開業医向きなのか、勤務医向きなのかじっくり考えるようにしましょう。

ご相談・お問い合わせ

弊社では、読者の皆様からのご相談を承っております。

本書の内容について、ご不明の点がある方、
もっと深く知りたいことがある方、自分に最も合う方法を知りたい方は、
お問い合わせください。

税理士法人テラス

[東京オフィス] 〒104-0061 東京都中央区銀座8-17-5 THE HUB 銀座 OCT(旧アイオス銀座)10階

[神奈川オフィス] 〒251-0047 神奈川県藤沢市辻堂2-7-1 湘南パールビル5階

<https://trc-tax.com/>

